

令和6年度第10回

下松市農業委員会総会議事録

令和7年1月14日（火）16時から
下松市役所4階 庁議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和6年度第10回下松市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和7年1月14日(火) 16時から

2 開催場所 下松市役所 4階 庁議室

3 農業委員

・出席(8人)

会長 5番 清水 守

会長職務代理者 3番 河村 真弓

1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結

7番 藤田 善江 8番 松村 将吾

・欠席(0人)

4 農地利用最適化推進委員 (全員出席要請)

・出席(3人)

2番 藤井 清隆 3番 小林 克美 5番 弘中 健治

・欠席(3人)

1番 貞久 晋 4番 金藤 哲夫 6番 本村 学

5 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員及び会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について (一括方式)

諮問第1号 農業振興地域整備計画の一部変更について (諮問)

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第2号 現況確認書について (市街化区域)

6 農業委員会事務局職員

局 長 中田 量寄

書 記 河本 健

7 会議の概要

会議の概要については次のとおり

第10回 定例総会 会議の概要

事務局　それでは、ただ今より1月の定例総会を開催いたします。本日、農業委員の欠席はございませんので、農業委員の出席は8名です。農業委員の過半数が出席していますので、下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており、総会は成立している事を報告致します。なお、検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしております。貞久晋推進委員、金藤哲夫推進委員、本村学推進委員は欠席です。それでは議長お願いします。

議	長	おはようございます。本日の議事録署名人は近藤政司委員と田中結委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。それではよろしくお願い致します。
---	---	---

事 務 局 議案書 1 ページをご覧ください。議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明します。申請は 2 件です。

受付番号 1 番が所有権移転を伴う転用申請で、2 番が 1 番の土地を通路として使用するのための使用貸借権の設定を伴う転用申請です。事業としては一体ですので同時に審査するのが適当と思われますので、採決はまとめて行っていただきたいと思います。

受付番号 1 番について。土地の所在は大字●●●●●●番です。地目は登記簿田、現況荒廃、農振区分は農用地区域外、面積は 3, 5 9 0 m²、権利移転の内容は所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、譲受人は●●●●●●●●●●●●●●●●、転用目的は太陽光発電設備用地になります。

受付番号２番について。土地の所在は大字●●●●●●番の一部の転用です。
地目は登記簿田、現況荒廃、農振区分は農用地区域外、面積は $2,148\text{m}^2$
のうち 98.96m^2 、権利移転の内容は使用貸借です。貸付人は●●●●さん、借
受人は●●●●●●●●●●●●●●●●、転用目的は１番の土地の通路になります。

なお、本２件は、面積が３，０００㎡を超えますので、一般社団法人山口県農業会議が開催する常設審議委員会への意見聴取議案となります。調査報告は松村将吾委員です。事務局の説明は以上です。

議 長 松村将吾委員、お願いします。

松村委員 それではご報告いたします。1月7日に現地の確認をいたしました。場所につきましては、6ページの左側、ざっくりとした地図で分かりにくいのですが、●●●●の●●から南東方向へ200mほど行ったところに今回の申請地があります。農地自体は、ここ数年耕作されていない状況でして、コロナ禍前後に太陽光になるんじゃないかなという話は聞いていてですね、いつになるのかなという状況ではあったのですが。それまでは県外からわざわざ、●●から●●がいるので、毎年草刈りをして、かなり管理をしっかりされていた農地になります。管理が厳しいというのは聞いていたので、今回、●●●●●●●●●●

事務局

議長

事務局

議長

近藤 委員

ご報告いたします。１月１日に調査に行ってまいりました。この件はもともと●●さんの●●さんの所有だったのを贈与されて、それをまた●●●●●●●●●●●●●●●●に貸すという話で、今までずっと貸しておられてい

		ることだし、所有者が変わっただけで、何も問題がないと思います。
議	長	これは継続でしょう。
事	務	はい、そうです。
議	長	利用されているんでしょう、きちんと。継続して色んなものを作付けされて、現在も続いていると。特に問題はなかろうかと思います。 他にご意見はありますか。意見もないようですので採決をします。議案第2号受付番号1番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。 (全員挙手) はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番は原案の通り承認致します。では藤田善江委員お戻りください。 (藤田善江委員 着席) 次、事務局をお願いします。
事	務	局 それでは議案書16ページをご覧ください。議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用集積等促進計画の承認について、説明します。 具体的な案件の説明の前に制度の説明をいたします。 (説明) 制度説明は以上です。 それでは16ページで議案の説明をします。議案第3号の申請は2件です。受付番号1番について。土地の所在は大字●●●●●番●、地目は登記簿田、現況畑、農振区分は農用地区域外、面積は2,660㎡です。利用権を設定する者は●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、●●●●●さん、内容は使用貸借で、期間は3年、利用権の再設定になります。調査報告は小李克美推進委員です。よろしくお願いします。
議	長	小李克美推進委員、お願いします。
小林(推)委員		それでは説明いたします。1月5日に現地に参りました。現地は面積も少ないし、高齢の方で管理をよくされておりまして、野菜も植えてあります。継続は問題ないと思います。以上です。

議長 小林克美推進委員、ありがとうございました。
続けて受付番号2番、事務局お願いします。

事務局 16ページ、受付番号2番について、土地の所在は大字●●●●●●番、地目は登記簿田、現況田、農振区分は農用地区域内、面積は1,721㎡です。利用権を設定する者は●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、●●●●さん、内容は使用貸借で、期間は3年、利用権の再設定になります。調査報告は河村真弓委員です。よろしくお願いします。

議長 河村真弓委員、お願いします。

河村委員 では報告いたします。場所は22ページの左の地図ですが、申請地と書いてある所になります。1月7日に地権者の●●●●さんにお話を伺いに行きました。ここは以前から利用権を設定されており、ずっと耕作をされております。また、ここは中山間地域等直接支払制度の協定農地にも入っておりまして、今回も再設定で、今後も耕作されるということでした。ご審議よろしく願いいたします。

議長 河村真弓委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。
意見もないようですので採決をします。議案第3号受付番号1番、2番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第3号受付番号1番、2番は原案の通り承認致します。次、事務局お願いします。

事務局 諮問第1号農業振興地域整備計画の一部変更について、説明します。こちらにつきまして、前回の経緯もございますので、農林水産課に同席して説明をしていただきたいと思います。少々お待ちください。

(農林水産課 着席)

それでは23ページと併せて本日お配りした資料をご覧ください。
前回の総会で諮問した案件でして、12月総会審議回答としては、「現地を確認したところ、関係機関による審査が行われている途中にもかかわらず、整地作業と思われる行為が行われているのを確認した。これについては農地法を含めた関係法令に抵触する疑いのあるものであり、審議に入ることができない。事実確認を求める。」という意見で回答しました。その後につきましては、市の農

農林水産課

議長

事務局

學 議

事務局

土地の経緯を説明しますと、当該土地は平成20年2月末に畑地造成の届出が
出されており、農業委員会としては届出を受理しております。届出理由として
は、湿地帯のため、畑地にして使用したい、両隣の人を力を借りて続けていき
たい、湿地帯を埋め立て畑として利用したいとのことでした。当時から時間も
経過し、所有者の代替わりや高齢のため、後継ぎもおらず、現在、耕作でき
ていない状況であります。なお、数年前になりますが、まだ農地中間管理機構が
農地を預かってきている頃になりますが、農地利用意向調査の結果に基づい
て農地中間管理機構に貸したいと回答されておる方が、対象地にいらっしゃい
ましたので、平成31年に機構で預かってもらえるかどうか情報提供、伺いを

たてておりますが、結果、機構による農地中間管理権の取得には至りませんでした。

その他参考事項としまして、法定外公共物について、対象地内の法定外公共物は付け替え、下流に調整池も設けられております。図面上の法定外公共物は付け替え前の状態で実際の状況と一致しておりませんが、市土木課と業者が協議をしておりまして、今後手続きが進めば、業者が測量、分筆した後に法定外公共物及び調整池を市土木課へ寄附、交換することになっております。なお、調整池部分については農用地除外後、平成20年7月に農地転用許可をしております。なお、林地開発については完了とのことです。

最後に、周辺農地の状況ですが他の農地に与える影響の有無ですが、●●により分断された北側部分一体であるため、周辺に農地がないため、農用地区域から除外しても周囲農地への影響はないと考えられます。事務局からの説明は以上です。

ここまでで市の方に確認したいとか、質問等ございましたら、審議の前にしていただければと思います。

議長 この色塗りの図面ではどこが農地かどこがよく分かりませんが。

事務局 カラー印刷をしてきます。

(資料追加、配布)

大本委員 法定外公共物の付替えにより大幅に遅れ…と書いてありますが、なぜ大幅に遅れたのか原因があるのですか？そういうところが全然書いてないのだけれど。

農林水産課 あくまで業者から聞いている話になるのですが、本来であればもっと早く引き渡しができる予定だったらしいんですけど、市に引き渡す際の検査が入った時に、排水管とかの補強工事がされたらしいんですけど、その補強の基準が満たしてなかったようで、新たにその補強を満たす為の工事をしたことで、工事が予定よりも遅れたというように伺っております。

大本委員 法定外公共物は何なのですか？

事務局 法定外公共物というのは農道とか水路とか、そういったものを一般には言っております。図面で言えば青線とか赤線とかというのを総称してです。

大本委員 付け替えとはどういうことですか？

事務局 今あるものを新しくすることです。広げるわけではありません。

大本委員 時系列もよく分かりません。

議 長	畑地造成をするのを平成20年に出しました。そして20mから30mくらい埋め立てたと。既存の●●●●●●の高さまで埋め立ててさらに2mくらい現状埋めてあります。その工事期間の定めがないから、結局平成20年からやっと終わったのが去年。
農 林 水 産 課	令和6年2月に県が確認して検査が終わりました。
大 本 委 員	砂利をまいたのはいつですか？
事 務 局	昨年12月の総会の直前ではないかなと思いますが、敷地が広いので、いつ、どこからまいたというのは定かではありません。
議 長	前回の総会の時には既にそうになっていました。その状態は今と変わりません。
内 山 委 員	現時点で登記名義には誰になっていますか？
農 林 水 産 課	登記上はそれぞれの所有者の名前になっています。●●●●●●●●が仮登記を行っていて、農振除外と農地転用が終わった後に登記をするというかんじです。
事 務 局	登記名義人は●●さん、●●さん、●●さんです。仮登記はあくまで仮登記なので農地転用がおりなければ所有権移転ができません。
内 山 委 員	今頂いた資料の、農地ではない黄色は林地、山林でしょう？
農 林 水 産 課	はい。黄色の部分は今回申請をされた●●●●●●●●が名義になっています。
事 務 局	本日の資料2ページに、小さいですけど所有者の入った地図があります。
大 本 委 員	市として落ち度はありませんか？
農 林 水 産 課	まずは農用地除外の手続きの途中なのですが、申請が上がってきて今農業委員会さんにご意見を頂いているという段階ではあるので、順番通り手続きは進んでいるところです。
大 本 委 員	畑地造成を何年までやるというのをチェックしていたのかどうかよく分からないのだけれど。
事 務 局	期限については畑地造成の部分になってくるので、農業委員会になります。

議 長	ここは下流に民家があるから自治会で同意をとったということになっておりますけれど。結局期間が定められていないことと、埋立制限がなかったのに問題があります。これは林地開発だから許可はとったと。問題は農地の方が全くされていない。それが結局私たちに降りかかっているわけですよ。
内 山 委員	今度農地転用の許可が出てくるのは何カ月後ですか？
農 林 水 産 課	今日のお話がスムーズにいけば、2カ月あれば申請ができるようになります。
内 山 委員	その間の作業はどうなりますか。ストップさせるんですか？
農 林 水 産 課	もちろんだめです。
議 長	まず農地が分かるように。現状でちゃんと杭を打って。バラスをのけるとか。県の指導を受けているのならそうですが、受けていないのなら私はこのままで仕方がないかなと思うけれど。
農 林 水 産 課	県の方から、現状復旧などの行政指導ですよ。そこまでは聞いておりません。
議 長	これを元に戻すのは非常に難しいと思われる。現状を見て。しかしそうは言っても農地と林地がどこにあるか分からないのを曖昧に判断するのもいけないと思います。今日は、県のそういう指導を受けていないという認識でいいんですね。
農 林 水 産 課	一応、砂利が入ったということは県に相談させてもらっています。
議 長	県に相談して、ロードローラーで整地されていますと。ロードローラーもかけられて直ちに舗装が出来る状態になっておりますと、正直に言ってくださいよ。そして写真を持って行ってこれでどうかという話をしてもらっておかないと、単にいい悪いでは後から禍根を残すことになります。農業委員会としてけじめをつけなければなりません。
農 林 水 産 課	原状復帰とか、どこが境目で分かるとか。
議 長	県に相談して、それでもいいということになるのか、指導しなければいけないということになるのか、話し合ってください。
農 林 水 産 課	分かりました。県に相談してみたいと思います。
議 長	今日の諮問は保留ということでもいいですか。

事務局 諮問については、再諮問を受けていますので、再々諮問というのは難しいと考えております。意見として、原状復帰とか農地である所を表示してもらおうとかという意見を付して出すというふうにするのかなと思っております。

それでは、審議の前に農林水産課に退席していただきます。

(農林水産課 退席)

議長 前回、下松市長より農業振興地域整備計画の一部変更の件について下松市農業委員会へ諮問を受けました。この件について、引き続きご意見がありましたら出して下さい。

意見もないようですので、採決いたします。諮問第1号受付番号1番について、現状の農地がどこか復元するべきであるという意見を付して賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員でございますので、諮問第1号受付番号1番は意見を付して、下松市長に答申します。次、事務局お願いします。

事務局 議案書24ページをご覧ください。報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、届け出が2件ございました。

議案書25ページですが、報告第2号、現況確認書について（市街化調整区域）ですが、申請が2件ございました。

報告事項につきまして、添付書類は完備しておりましたので、現地の状況等を確認し、下松市農業委員会規程第10条に基づき、専決により処理いたしました。報告事項は以上です。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

議長 その他連絡事項はありますか。

事務局 はい。

(説明)

議長 これで1月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和7年1月14日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議 長 清水 亨

署名委員 近藤 政司

署名委員 田中 結